平成 23 年度事業計画

Ⅰ　事業運営の方針

本県の共同募金運動は、昭和 23 年に開始以来、県民の皆様をはじめ関係方面によるたすけあいの精神を基調として、民間社会福祉事業の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、本格的な人口減少が始まり、少子高齢化が一層進む今日、住民意識の変化などにより、家庭や地域社会のありようが大きく変化し、経済格差や孤独・孤立の問題、自殺、児童・高齢者虐待の増加、経済不況による雇用不安など、生活福祉課題は一層深刻化を増している。

このような中、国は「新しい公共」を打ち出し、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財源・サービスの提供主体となり、身近な分野において共助の精神で活動することを推進しようとしている。

これはまさに、これまで共同募金が取り組んできた地域における住民相互の助け合いの取り組みの必要性が求められていることであり、共同募金の支援が広く期待されているところである。

一方、平成 22 年 12 月には、全国社会福祉協議会から「全社協　福祉ビジョン2011」と題し、共に生きる豊かな福祉社会構想が出されたが、同ビジョンでも共同募金改革の重要性に触れており、「市町村単位で、福祉活動を担う個人・組織が集まり、必要な資金額を検討し、そのための募金を実施するという仕組みを定着させること」が重要と指摘されている。

これにより本年度は地域福祉課題解決に向けた様々な活動を展開している住民組織やボランティア、NPO 団体等への一層の支援に努めるとともに、市町村の共同募金組織を基盤とした「じぶんの町を良くするしくみ」の実現を目指し、市町村共同募金員会の設置など平成 21 年度に策定した本会の行動計画「赤い羽根アクションプランいわて」の 3 年次目としての計画を推進するものとする。

重点課題　「赤い羽根アクションプランいわて」の推進

Ⅱ　事業の実施計画

1.「赤い羽根アクションプランいわて」の推進及び評価・見直し

共同募金の開始から 60 年以上が経過したが、募金に強制感がある、募金の使いみちが見えないなどの課題が挙げられるほか、募金実績の推移は全国と同様、平成 7 年度をピークに減少化の傾向にある。また少子・高齢化や家庭機能の弱体化、急激な金融危機に伴う経済不安・雇用不安などにより、生活福祉課題は深刻化している。

そのような現状にあって、地域福祉の充実とそれを資金面から支援する共同募金に寄せる期待は一層高まっているため、「じぶんの町をよくするしくみ」の実現を目指して「赤い羽根アクションプランいわて」の推進に努め、また計画中間年として計画の評価と見直しを進める。

(1)　市町村共同募金委員会の設置

(2)　「赤い羽根アクションプランいわて」進捗状況調査の実施
「赤い羽根アクションプランいわて」の進捗状況を調査・把握するため、市町村共同募金委員会に対し調査を実施する。

(3)　共同募金運動研究委員会の開催
「赤い羽根アクションプランいわて」進捗状況調査結果等を基に、計画の評価・見直しを行う。

(4)　共同募金運動研究委員会作業部会の設置及び開催
市町村共同募金委員会職員による作業部会を設置し、「赤い羽根アクションプランいわて」の推進にかかる意見集約と検討を行う。

2. 募金運動の取り組み

県民の募金に対する自主的参加意識が醸成されるよう、運動趣旨の普及を図りながら次により運動を展開する。

(1) 一般(赤い羽根)募金運動の実施 (10 月 1 日～12 月 31 日)

①本会において、テレビやラジオ、新聞、広報誌、全戸配布チラシ、ホームページ等で県民へ広く募金を呼びかけるほか、市町村共同募金委員会においても広報に努めながら各種募金方法により運動を展開する。

②市町村共同募金委員会において募金推進が円滑に図られるよう、該当する県域組織へ協力を要請し、募金を働きかける。

(2) 歳末たすけあい運動の実施

①地域歳末たすけあい運動 (12 月 1 日～12 月 31 日)

市町村共同募金委員会が中心となり、住民へ運動の趣旨を周知するとともに、一般募金との差別化を図りながら、当該市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、関係機関・団体等と緊密な連携のもとに運動を展開する。

②岩手県主唱団体歳末たすけあい運動 (12 月 1 日～12 月 25 日)

本会及び岩手県社会福祉協議会、県内報道機関により主唱団体を構成し、同時期に全国で実施される「NHK 歳末たすけあい」を包含する内容として、本県の実施要項を定め運動を展開する。

3. 募金の増額・確保に向けた取り組み

経済不況・雇用不安等に伴い共同募金の実績は年々減少しているが、住民の福祉ニーズや生活福祉課題は拡大し、それにより募金ニーズも増加している。そのため、これまでの募金方法に加え、新たな募金方法の開拓等に向けて次の取り組みを行う。

(1) 目標額の設定

広域助成計画に基づく全県目標額と、市町村共同募金委員会の助成計画に基づく地域目標額を策定する。

(2) 赤い羽根グッズの検討・開発

ガチャガチャを利用した缶バッチ募金の推進を図るほか、本県独自のグッズの検討、開発を進める。

(3) 赤い羽根募金自動販売機の設置促進

会社・企業等の社会貢献活動の一環として、チラシや広報紙、ホームページ等の媒体を通じ、赤い羽根募金自動販売機の設置について広く PR する。

(4) チャリティの呼びかけやイベントの企画検討・実施

共同募金支援団体へのチャリティの呼びかけや、イベントの企画検討・実施を行う。

(5) 運動資材の提供

運動啓発のため、募金ボランティア等に本会並びに中央共同募金会などが作成した資材を提供し、運動への理解・協力を促す。

4. 運動推進体制の充実・強化

市町村共同募金委員会及び募金ボランティアは、直接募金者と接していることから、運動推進上極めて重要な役割を担っている。本会として、市町村共同募金委員会等との一層の連携、実態や課題の把握、各種情報提供などに努めながら運動推進体制の充実を図る。

(1) 市町村共同募金委員会巡回訪問支援(広域単位)の実施

市町村共同募金委員会の募金運動及び行動計画推進の現状・課題を把握し支援することを目的として、広域単位に巡回訪問を実施する。

(2) 「赤い羽根アクションプランいわて」進捗状況調査の実施 (Ⅱ-1-(2)の再掲)

市町村共同募金委員会に「赤い羽根アクションプランいわて」進捗状況調査を実施し、現状の把握と必要な支援を行う。

(3) 作業部会の設置及び開催(Ⅱ-1-(3)の再掲)
市町村共同募金委員会職員による作業部会を設置し、「赤い羽根アクションプランいわて」の推進にかかる意見集約と検討を行う。

(4) 市町村共同募金委員会職員連絡会の開催
地域福祉と共同募金運動の円滑な展開や人材育成、連携を目的に職員連絡会を開催する。

(5) 中央共同募金会等からの情報提供
中央共同募金会等から提供される情報を市町村共同募金委員会に適宜提供し、円滑な募金運動の展開を図る。

(6) 募金ボランティア活動手引書の提供
募金活動を円滑に提供するため、共同募金の情報・連絡事項等を記載した活動手引書を作成・配付する。

(7) 児童・生徒等への働きかけ
学校・教育関係者との一層の連携や情報提供、共同募金に関する学習の機会を呼びかけ、次代を担う児童・生徒の社会福祉への理解と参加を促す。

5. 人材育成の充実

市町村共同募金委員会及び募金ボランティアは、共同募金運動の実施にあたって直接募金者と関わり、運動推進の要となることから、募金を集める側として、また地域福祉事業の推進を支援する側としての専門性の向上のため、次の研修会を実施する。

また、共同募金運動を実施する上で住民への募金に関する情報提供や使途の明示など、わかりやすい広報活動の展開が重要視されているため、広報をテーマとした研修会を実施する。

(1) 市町村共同募金委員会役職員を対象とした研修の実施
共同募金運動を展開するために必要な専門性の向上のため、市町村共同募金委員会役職員研修会、広報研修会を開催する。

(2) 中央共同募金会等が主催する研修会への参加促進
市町村共同募金委員会職員を対象とする中央共同募金会等主催の研修会に際しては参加費を助成し、職員の参加を促進する。

(3) 学校への共同募金に関する情報提供
学校における共同募金に関する学習の場への情報提供や、学習機会の促進に努める。

(4) 募金ボランティア活動手引書の提供(Ⅱ-4-(6)の再掲)
募金活動を円滑に提供するため、共同募金の情報・連絡事項等を記載した活動手引書を作成・配付する。

6. 広報活動の充実

共同募金は県民をはじめ多くの関係機関・団体の理解と協力のもとに展開されているため、運動の趣旨、計画、目標額、募金使途などの情報提供や広報に努め、より良い運動展開を図る。

(1) 運動開始行事の開催
県民へ広く運動開始の周知と運動への参加・協力を呼びかけるため、10月1日に募金運動開始行事を開催する。その際本県のイメージキャラクターの効果的な起用等を行う。

(2) 報道機関・関係機関などへの情報提供と広報の協力依頼
本会から報道機関等に積極的に共同募金に関する情報提供を行い、募金協力や助成の周知を図りながら、募金への機運の醸成を図る。

また、共同募金運動への理解を広めるため、運動資材を住民、県・市町村及び社会福祉協議会、関係機関・団体等へ広く提供するとともに、広報紙への提供などについても依頼する。

(3) 情報開示
事業の透明性を推進するとともに、住民の理解と信頼を得られるよう、全戸配布チラシ、ホームページ、広報紙への掲載等で各種情報を公開するほか、情報公開規程に基づく情報開示を実施する。

(4) 「ありがとうメッセージ」の効果的活用

共同募金の助成を受けた施設・団体等から寄せられた感謝のメッセージを集約し、チラシや広報紙、ホームページ等に積極的に掲載するとともに、共同募金の使途等 PR に努める。

7. 助成と使途明示

共同募金による助成は、申請事業の審査を行い、住民ニーズに基づき助成対象とすべき者を実情に応じて選定する。また、助成方針や審査から決定までの過程などをより明確にし、住民の理解や信頼を得ることが運動の増強に繋がることから、助成事業の公表を行い、募金使途の明示など周知に努める。

(1) 助成計画の立案

助成事業の適切かつ公正な審査を実施し、助成を必要とする事業に重点的・効果的な助成計画を立案する。

①必要により申請施設・団体等への実地調査を実施
②市町村共同募金委員会（審査委員会、運営委員会）における審査
③配分委員会における審査

(2) 地域福祉活動を進める住民組織・ボランティア団体等への支援

住民団体やボランティアグループ等が地域の福祉課題解決に向けてともに考え、ともに参画しながら地域を形成していくことが期待されている。そのため次の助成事業を行い、住民自らが安全・安心で暮らしやすい地域をつくる取り組みを資金面から支援する。なお、「寄付と助成の循環」についても併せて周知に努める。

①安全・安心の地域づくり支援事業
②福祉のまちづくり支援事業

(3) 使途明示の徹底

募金にご協力いただいている方々へ感謝の意や募金使途を明示するため、助成を受けた施設・団体における共同募金受配標識の掲示や、広報紙などを通した使途の明示を徹底する。

(4) 募金・助成等に関する統計

赤い羽根データベース「はねっと」に適宜項目を入力し円滑な稼働に努める。

(5) 助成事業の調査

募金者の信託に応えるため、助成事業の調査により助成金使途の適正把握に努める。

8. 緊急災害への支援体制の整備

県内外の緊急災害発生時に被災者等の支援を速やかに行うため、次の取り組みを行う。

(1) 災害義援金の募集

県内の災害、また県外の災害について、全国的運動に呼応して被災者支援のための災害義援金の受入れと伝達を実施する。

(2) 災害等準義金の積立

大規模災害におけるボランティア活動への支援資金確保のため、災害等準備金の積み立てを行うとともに、大規模災害が発生時には速やかに準備金の有効活用を図る。

(3) 災害見舞金の交付

県内で火災や風水害に見舞われた世帯に、市町村共同募金委員会の協力を得て災害見舞金の交付を行う。

9. 使途指定寄付金の受入れと助成

使途指定寄付金の受入れと助成を実施する。

10. 関係機関・団体との連携

募金運動や助成事業の展開にあたり、岩手県社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体等との一層の連携を図る。

11. 顕彰の実施

共同募金運動に貢献された個人・団体及び多額寄付者の顕彰ならびに推薦を行う。

(1) 紺綬褒章該当者の上申ならびに厚生労働大臣感謝状候補者の推薦
(2) 中央共同募金会長表彰候補者の推薦
(3) 岩手県社会福祉大会長表彰の実施
(4) 岩手県共同募金会長感謝状の贈呈

12. 岩手県社会福祉大会の開催

岩手県社会福祉協議会との共催による第 64 回岩手県社会福祉大会(平成 23 年 11 月 8 日:岩手県民会館大ホール)を開催し、共同募金運動功労者への顕彰を行い募金運動の普及推進を図る。

13. 中央助成団体からの施設整備資金の導入

次の助成事業について推薦候補事業の審査を行うとともに、推薦等に係る関係機関との連絡調整及び申請者に対する事務指導を行う。

(1) 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
(2) JKA 補助事業
(3) その他の施設整備資金

14. 法人の運営

法人の適切な運営を図るため、理事会・評議員会を開催するとともに、監事による監査を実施する。

(1) 理事会　　(年 3 回／5 月・8 月・3 月)
(2) 評議員会　(年 3 回／5 月・8 月・3 月)
(3) 監事監査　(年 4 回／5 月・8 月・11 月・2 月)

15. 北海道・東北ブロック、中央共同募金会主催による会議・研修会への参加

北海道・東北ブロックや中央共同募金会等が主催する会議・研修会へ役職員等を派遣し、情報の入手や連携に努める。